

10種類に区分される所得がどのようなものか、また所得金額はどのようにして計算されるのかを簡単にみてみましょう。

1 利子所得〔P25〕

利子所得とは、預貯金や公社債の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいいます。

利子所得の金額は、収入金額がそのまま所得金額になります。

なお、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債の利子は、他の所得と分離して税額を計算する申告分離課税となります。ただし、一定の公社債の利子については、確定申告不要制度を選択することができます。

また、預貯金の利子などの所得については、源泉分離課税の対象となり申告は不要です。ただし、国外で支払われる預金等の利子など、日本の所得税等が源泉徴収されていないものなどは申告が必要です。

2 配当所得〔P27〕

配当所得とは、株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く投資信託の収益の分配などから生ずる所得をいいます。

配当所得の金額は、配当の収入金額から株式などを取得するために借り入れた借入金の利子を差し引いて計算します。

配当所得は、他の所得と合計し、累進税率を適用して税額を計算し

ますが、一定の上場株式等の配当等については、他の所得と分離して税額を計算する申告分離課税を選択することができます。

ただし、申告分離課税を選択すると、配当控除を受けられません。また、確定申告をする一定の上場株式等の配当等の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。

なお、一定の配当等については、確定申告不要制度を選択することができます。

3 事業所得〔P28〕

事業所得とは、商工業や農漁業、医師、マッサージ師、指圧師、はり師、弁護士、俳優などのように、事業を営んでいる方のその事業から生ずる所得をいいます。ただし、不動産の貸付けや山林の立木（たちきのことをいいます。）の譲渡などによる所得は、事業所得ではなく、通常、不動産所得や山林所得として取り扱われます。

(1) 所得金額の計算〔P29〕

事業所得の金額は、次の算式で計算します。

事業所得の金額＝収入金額－必要経費

(2) 収入金額に含まれるもの〔P29〕

収入金額には、それぞれの事業から生ずる売上金額のほかに、次の①から⑤のものも含めて計算します。

- ① 金銭以外の物や権利などによる収入
- ② 商品を自家用に消費したり贈与した場合のその商品の価額
- ③ 商品などの棚卸資産について損害が生じた場合に受け取った保険金や損害賠償金などで事業の収入に代わる性質のもの
- ④ 空箱や作業くずなどの売却代金

⑤ 仕入割引やリベート収入

(3) 収入金額の計上時期〔P30〕

収入金額は、原則として、収入となることが確定した時に収入があったものとして計算します。

(4) 必要経費〔P31〕

必要経費とは、売上原価その他事業収入を得るために直接要した費用及び販売費、一般管理費その他業務について生じた費用のことをいいます。したがって、次の①から⑥のような費用は必要経費にはなりません。

① 衣食住費、養育費などの生活費である家事用の費用

② 事業と家事の双方の目的のために支出される家事関連費（例えば、店舗兼住宅などの地代、家賃、火災保険料、水道光熱費、固定資産税、不動産取得税など）のうちの家事用部分に相当する金額

③ 所得税等、住民税

④ 罰金、科料（とがりょう）、過料（あやまちりょう）、国税の延滞税や加算税、地方税の延滞金や加算金

⑤ 資産の値下がりなどによる評価損

⑥ 生計を一にする配偶者その他の親族に支払う給料や賃金（青色事業専従者に支払う給与を除きます。）、家賃、利子

家事関連費は、事業用部分だけが必要経費に算入されますが、家事用の部分と事業用の部分との区別は、使用時間、床面積などの合理的基準によってあん分して計算します。

家族従業員が事業に専ら従事している場合は、青色申告者と白色

申告者とで、それぞれ次のイ及びロのように取り扱われています。

イ 青色事業専従者給与

青色申告者は、配偶者や親族に支払う給与が次の①及び②の要件を全て満たす場合には、あらかじめ税務署長に届け出れば、その給与を必要経費とすることができます。

(要件)

- ① 生計を一にする配偶者や15歳以上の親族のうち、その年を通じて事業に6か月を超える期間従事するなど、その事業に専ら従事していると認められる方に支払う給与であること
- ② 支払う給与は、仕事に従事している期間、仕事の性質や程度、その仕事に従事する他の使用人や同業者の従業員給与、その事業の種類や規模、収益の状況からみて、仕事の対価として相当であると認められること

ロ 事業専従者控除

白色申告者は、事業に従事している配偶者や生計を一にする親族に給与を支払っても、その給与は必要経費とは認められません。

代わりに、事業所得、不動産所得、山林所得を生ずる事業に専ら従事する配偶者や15歳以上の親族で生計を一にする方がいる場合には、一人につき50万円（その者が配偶者である場合は86万円となります。）又は次の算式で計算した金額のうちいずれか少ない金額を必要経費とすることができます。

事業専従者控除

＝（事業専従者控除をする前の事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額）÷（事業専従者の数＋1）

なお、青色事業専従者で専従者給与の支払を受ける方や白色事業専従者については、事業主の申告に際して障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除の適用を受けることはできません。

(5) 計算例〔P36〕

マッサージ師の場合の事業所得の計算例を示すと次のとおりです。

- ① 1月から12月までの間のマッサージ収入は474万円です。
- ② 必要経費は79万円です。
- ③ 配偶者もマッサージの手伝いをしていて、事業専従者です。
他に事業専従者はいません。
- ④ 白色申告者です。

事業専従者控除額は86万円となるため、事業所得の金額は、
 $474\text{万円} - 79\text{万円} - 86\text{万円} = 309\text{万円}$ となります。

4 不動産所得〔P37〕

不動産所得とは、①土地や建物などの不動産の貸付け、②不動産に設定されている権利、例えば地上権の貸付け、③船舶や航空機の貸付けなどから生ずる所得をいいます。

不動産所得の金額は、次の算式で計算します。

不動産所得の金額＝収入金額－必要経費

5 給与所得〔P37〕

給与所得とは、給与所得者などが勤務先から受ける給料や賞与などの所得をいいます。

(1) 所得金額の計算〔P37〕

給与所得の金額は、次の算式で計算します。

給与所得の金額＝給与等の収入金額－給与所得控除額

(2) 給与所得控除額〔P 38〕

給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて次の算式で計算した金額です。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162万5,000円以下の場合	55万円
162万5,000円を超え 180万円以下の場合	収入金額×40%－ 10万円
180万円を超え 360万円以下の場合	収入金額×30%＋ 8万円
360万円を超え 660万円以下の場合	収入金額×20%＋ 44万円
660万円を超え 850万円以下の場合	収入金額×10%＋110万円
850万円を超える場合	195万円（上限）

なお、給与等の収入金額が660万円に満たない場合には、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に当てはめて給与所得の金額を求めますので、上記計算とは若干異なる場合があります。

(3) 給与所得者の特定支出控除〔P 40〕

給与所得者は、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1を超える場合に、確定申告により、その超える部分の金額を給与所得控除後の給与等の金額から控除することができます。

特定支出とは、①通勤費、②職務上の旅費、③転任に伴う転居費、④研修費、⑤資格取得費、⑥単身赴任に伴う帰宅旅費、⑦図書費・衣服費・交際費等の勤務必要経費のうち一定の要件を満たすものをいいます。

なお、⑦の勤務必要経費は、65万円が上限となります。

(4) 所得金額調整控除〔P41〕

① 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

その年中の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、特別障害者に該当する方又は一定の扶養親族又は同一生計配偶者を有する方に係る総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円となります。）から850万円を控除した金額の10%相当額が、給与所得の金額から控除されます。

② 給与所得と公的年金等に係る雑所得を有する場合の所得金額調整控除

その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得を有し、その給与所得控除後の給与等の金額及びその公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える方に係る総所得金額を計算する場合には、その給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円となります。）とその公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円となります。）の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。

6 退職所得〔P43〕

退職所得とは、退職に際し勤務先から受ける退職手当や一時恩給などの所得をいいます。

(1) 所得金額の計算〔P43〕

退職所得の金額は、次の算式で計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職金の額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

なお、役員等勤続年数が5年以下である人が支払を受ける退職金のうち、その役員等勤続年数に対応する退職金として支払を受けるも

のについては、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額が退職所得の金額となります。

また、役員等以外の勤続年数が5年以下である人が支払を受ける退職金のうち、その役員等以外の勤続年数に対応する退職金として支払を受けるものについては、①150万円と②退職金の額から300万円に退職所得控除を加算した金額を差し引いた残額との合計額が退職所得の金額となります（退職金の額から退職所得控除額を差し引いた残額が300万円以下の場合は、その残額に1/2を掛けた金額が退職所得の金額となります。）。

(2) 退職所得控除額〔P45〕

退職所得控除額は、勤続年数に応じて次の算式で計算した金額です。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数 (80万円に満たない場合には80万円)
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

なお、退職者が、障害者となったことが直接の原因で退職した場合は、勤続年数に応じて上記により計算した金額に100万円を加算した金額が退職所得控除額となります。

7 譲渡所得〔P46〕

譲渡所得とは、土地、建物、株式等、ゴルフ会員権などの資産を譲渡することによって生ずる所得をいいます。

(1) 土地や建物の譲渡〔P46〕

土地や建物の譲渡による所得は、他の所得と分離して計算します。
この場合、譲渡した年の1月1日現在で所有期間が5年を超える土

地や建物の譲渡による所得を「長期譲渡所得」、5年以下のものを「短期譲渡所得」といいます。

長期譲渡所得の場合は、原則として、譲渡益（譲渡益は収入金額から取得費と譲渡費用を差し引いて計算します。）に対し所得税15%、住民税5%の税率を適用して税額を計算します。

短期譲渡所得の場合は、原則として、譲渡益に対し所得税30%、住民税9%の税率を適用して税額を計算します。

なお、確定申告の際には、所得税と併せて、復興特別所得税を申告・納付することになります。

(2) 株式等の譲渡〔P47〕

株式等の譲渡による所得は、上場株式等と一般株式等（上場株式等以外の株式等）を区分し、他の所得と分離して計算します。

上場株式等の譲渡益（譲渡益は収入金額から必要経費を差し引いて計算します。）と一般株式等の譲渡益に対しそれぞれ所得税15%、住民税5%の税率を適用して税額を計算します。

なお、確定申告の際には、所得税と併せて、復興特別所得税を申告・納付することになります。

また、金融商品取引業者等に特定口座を開設している場合は、この特定口座での取引については、源泉徴収口座又は簡易申告口座を選択することができ、源泉徴収口座での取引は、確定申告不要制度を選択することができます。このほか、18歳以上の居住者等の方についてはNISA（ニーサ）があり、金融商品取引業者等に非課税口座を開設することにより、一定の条件の下、その非課税口座で取得した上場株式等に対する配当等やその上場株式等の譲渡益が非課税となりま

す。

(3) 土地や建物、株式等以外の譲渡〔P49〕

ゴルフ会員権や金地金、書画、骨とうなどの資産の譲渡による所得については、事業所得や給与所得などの総合課税の他の所得と合計し、その税額は、累進税率を適用して計算します。

譲渡した資産の所有期間が5年を超える資産の譲渡による所得を「長期譲渡所得」、5年以内のものを「短期譲渡所得」といい、所得金額は次の算式で計算します。

譲渡所得の金額＝収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額

譲渡所得の特別控除額は50万円ですが、譲渡益が50万円より少ないときはその金額となります。

なお、長期譲渡所得の場合は、譲渡所得の金額の2分の1の金額を他の所得と合計することになります。

8 山林所得〔P51〕

山林所得とは、所有期間が5年を超える山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡することによる所得をいいます。

所有期間が5年以内の山林の伐採又は譲渡による所得は、事業所得か雑所得になります。

山林所得の金額は次の算式で計算します。

山林所得の金額

＝収入金額－必要経費（取得費、管理費、譲渡費用など）

－特別控除額

山林所得の特別控除額は50万円ですが、譲渡益が50万円より少ないときはその金額となります。山林所得については、他の所得と分離し、そ

の税額は、一般の累進税率よりも軽減された特別の累進税率を適用して計算します。

9 一時所得〔P52〕

一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じたものでなく、労務や役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時的な所得をいいます。

例えば、次の①から④のようなものが一時所得となります。

- ① 生命保険契約に基づく一時金（業務に関して受けるものを除きます。）や損害保険契約に基づく満期返戻金
- ② 懸賞や福引の賞金品（業務に関して受けるものを除きます。）、競馬や競輪の払戻金（営利を目的とする継続的行為から生じた一定のものを除きます。）
- ③ 法人から贈与された金品（業務に関して受けるもの及び継続的に受けるものを除きます。）
- ④ 遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金

一時所得の金額は、次の算式で計算します。

一時所得の金額

＝収入金額－収入を得るために支出した費用－特別控除額

一時所得の特別控除額は50万円ですが、特別控除前の金額が50万円より少ないときはその金額となります。

なお、総所得金額を計算する場合には、一時所得の金額の2分の1の金額を他の所得と合計することになります。

10 雑所得〔P54〕

雑所得とは、恩給や国民年金、厚生年金、確定給付企業年金、確定拠

出企業年金、一定の外国年金などの公的年金等、非営業貸金の利子、著述家や作家以外の方が受け取る原稿料や印税、講演料、放送謝金などのように、他の９種類の所得のいずれにも当たらない所得をいいます。

雑所得の金額は、次の①及び②の算式で計算した金額の合計額です。

① 公的年金等に係る雑所得の金額

公的年金等の収入金額－公的年金等控除額＝①

（赤字のときは０）

② 公的年金等以外に係る雑所得の金額

公的年金等以外の収入金額－必要経費＝②

雑所得の金額＝①＋②